

○個人情報保護委員会告示第 号

、 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第二十七号）第五十条の規定の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和二年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和二年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編) 目次 [1~3 略] 4 認定個人情報保護団体の業務 4-1 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（法第47条第1項第1号、 <u>第53条関係</u> ） [4-2~4-3 略] 5 対象事業者（法第52条関係） 6 個人情報保護指針（法第54条、規則第40条～第42条関係） 7 目的外利用の禁止（法第55条関係）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編) 目次 [1~3 同左] 4 認定個人情報保護団体の業務 4-1 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（法第47条第1項第1号、 <u>第52条関係</u> ） [4-2~4-3 同左] 5 対象事業者（法第51条関係） 6 個人情報保護指針（法第53条、規則第24条～第26条関係） 7 目的外利用の禁止（法第54条関係）

<p>8 名称の使用制限（法第 56 条関係）</p> <p>9 報告の徴収（法第 150 条関係） (別紙) 認定個人情報保護団体の認定等の手続き</p> <p>1 [略]</p> <p>2 認定の申請（法第 47 条第 1 項～第 3 項、政令第 14 条第 1 項・第 2 項関係） [2-1～2-3 略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 変更の認定等（法第 50 条、政令第 14 条第 3 項・第 4 項、規則第 39 条・第 40 条関係） [4-1～4-2 略]</p> <p>5 廃止の届出（法第 51 条第 1 項、政令第 15 条関係） 〔別記様式第 1 号〕～〔別記様式第 4 号〕 略]</p>	<p>8 名称の使用制限（法第 55 条関係）</p> <p>9 報告の徴収（法第 56 条関係） (別紙) 認定個人情報保護団体の認定等の手続き</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 認定の申請（法第 47 条第 1 項～第 3 項、政令第 19 条第 1 項・第 2 項関係） [2-1～2-3 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>4 変更の認定等（法第 49 条の 2、政令第 19 条第 3 項・第 4 項、規則第 23 条の 2・第 24 条関係） [4-1～4-2 同左]</p> <p>5 廃止の届出（法第 50 条第 1 項、政令第 20 条関係） 〔別記様式第 1 号〕～〔別記様式第 4 号〕 同左]</p>
<p>【凡例】 [略]</p> <p>1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象</p> <p>1-1 本ガイドラインの位置付け</p> <p>個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置</p>	<p>【凡例】 [同左]</p> <p>1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象</p> <p>1-1 本ガイドラインの位置付け</p> <p>個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置</p>

が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条、第 9 条及び第 128 条に基づき具体的な指針として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を定めているが、民間団体による個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的として、認定個人情報保護団体制度に関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。なお、本ガイドラインの別紙として、民間団体からの認定の申請等の手続きや認定基準を示す。これは法第 47 条第 1 項に基づく認定を行うに当たっての国審査基準としての性格を有するものである。

[略]

1-2 [略]

2 認定（法第 47 条第 1 項、第 3 項・第 4 項関係）

法第 47 条（第 1 項、第 3 項・第 4 項）

が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 4 条、第 8 条及び第 60 条に基づき具体的な指針として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を定めているが、民間団体による個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的として、認定個人情報保護団体制度に関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。なお、本ガイドラインの別紙として、民間団体からの認定の申請等の手続きや認定基準を示す。これは法第 47 条第 1 項に基づく認定を行うに当たっての国審査基準としての性格を有するものである。

[同左]

1-2 [同左]

2 認定（法第 47 条第 1 項、第 3 項・第 4 項関係）

法第 47 条（第 1 項、第 3 項・第 4 項）

1 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1)～(3) [略]

[3・4 略]

[略]

3 [略]

4 認定個人情報保護団体の業務

4-1 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（法第47条第1項第1号、第53条関係）

法第47条（第1項第1号）

1 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において

1 個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1)～(3) [同左]

[3・4 同左]

[同左]

3 [同左]

4 認定個人情報保護団体の業務

4-1 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（法第47条第1項第1号、第52条関係）

法第47条（第1項第1号）

1 個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務

「個人情報等」という。)の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号口において同じ。)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下この節において「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第53条の規定による苦情の処理

法第53条

[略]

個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関する苦情は、基本的には当事者間で処理すべきものであり、個人情報の取扱いに関する苦情については、法においても個人情報取扱事業者はその処理に努めることとしているが(法第40条)、当事者であるがゆえに処理が困難な場合もある。そこで、当事者の立場を離れて公正な立場から認定個人情報保護団体が苦情の処理に当たることにより、実効的な苦情の処理が図られることが期待される。

認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について、当事者間で解決が困難である場合等、認定個人情報保護団体が当事者の立場を離れて公正な第三者としての立場から苦情処理に当たることにより、実効的な苦情処理を行わなければならない。

また、苦情申立人と対象事業者の両方に働きかけて円満な処理を図る

を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号口において同じ。)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第52条の規定による苦情の処理

法第52条

[同左]

個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関する苦情は、基本的には当事者間で処理すべきものであり、個人情報の取扱いに関する苦情については、法においても個人情報取扱事業者はその処理に努めることとしているが(法第35条)、当事者であるがゆえに処理が困難な場合もある。そこで、当事者の立場を離れて公正な立場から認定個人情報保護団体が苦情の処理に当たることにより、実効的な苦情の処理が図られることが期待される。

認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について、当事者間で解決が困難である場合等、認定個人情報保護団体が当事者の立場を離れて公正な第三者としての立場から苦情処理に当たることにより、実効的な苦情処理を行わなければならない。

また、苦情申立人と対象事業者の両方に働きかけて円満な処理を図る

ことができるよう、苦情申立人に助言をし、対象事業者に苦情の内容を通知して、その迅速な処理を求める必要がある。

認定個人情報保護団体は、苦情の解決について必要があるときは、対象事業者に対して説明、又は資料の提供を求めることができ、この場合、対象事業者は正当な理由がないのに、これを拒むことはできない。

[略]

[4-2・4-3 略]

5 対象事業者（法第 52 条関係）

法第 52 条

1 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第 54 条第 4 項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第 1 項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 [略]

[略]

ことができるよう、苦情申立人に助言をし、対象事業者に苦情の内容を通知して、その迅速な処理を求める必要がある。

認定個人情報保護団体は、苦情の解決について必要があるときは、対象事業者に対して説明、又は資料の提供を求めることができ、この場合、対象事業者は正当な理由がないのに、これを拒むことはできない。

[同左]

[4-2・4-3 同左]

5 対象事業者（法第 51 条関係）

法第 51 条

1 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第 53 条第 4 項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第 1 項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

2 [同左]

[同左]

6 個人情報保護指針（法第 54 条、規則第 40 条～第 42 条関係）

法第 54 条

1 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第 6 章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

[2～4 略]

規則第 40 条

法第 54 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 5 による届出書によるものとする。

規則第 41 条

法第 54 条第 3 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

規則第 42 条

認定個人情報保護団体は、法第 54 条第 3 項の規定による公表がさ

6 個人情報保護指針（法第 53 条、規則第 24 条～第 26 条関係）

法第 53 条

1 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

[2～4 同左]

規則第 24 条

法第 53 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 5 による届出書によるものとする。

規則第 25 条

法第 53 条第 3 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

規則第 26 条

認定個人情報保護団体は、法第 53 条第 3 項の規定による公表がさ

れた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第2項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

[略]

7 目的外利用の禁止（法第55条関係）

法第55条

[略]

[略]

【認定業務の実施に際して知り得た情報の事例】

事例1) [略]

事例2) 法第53条第2項の規定に基づき対象事業者から提出された書類等に記載されている情報

事例3) 法第54条第4項に基づく指導等の際に把握した対象事業者における個人情報等の管理実態等に関する情報

[略]

8 名称の使用制限（法第56条関係）

れた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第2項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

[同左]

7 目的外利用の禁止（法第54条関係）

法第54条

[同左]

[同左]

【認定業務の実施に際して知り得た情報の事例】

事例1) [同左]

事例2) 法第52条第2項の規定に基づき対象事業者から提出された書類等に記載されている情報

事例3) 法第53条第4項に基づく指導等の際に把握した対象事業者における個人情報等の管理実態等に関する情報

[同左]

8 名称の使用制限（法第55条関係）

法第 56 条

[略]

[略]

9 報告の徴収（法第 150 条関係）

法第 150 条

委員会は、第 4 章第 5 節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

[略]

(別紙) 認定個人情報保護団体の認定等の手続き

1 [略]

2 認定の申請（法第 47 条第 1 項～第 3 項、政令第 14 条第 1 項・第 2 項関係）

法第 55 条

[同左]

[同左]

9 報告の徴収（法第 56 条関係）

法第 56 条

個人情報保護委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

[同左]

(別紙) 認定個人情報保護団体の認定等の手続き

1 [同左]

2 認定の申請（法第 47 条第 1 項～第 3 項、政令第 19 条第 1 項・第 2 項関係）

法第 47 条（第 1 項～第 3 項）

1 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1)～(3) [略]

[2・3 略]

政令第 14 条（第 1 項・第 2 項）

[略]

[2-1・2-2 略]

2-3 認定申請書添付書類

[略]

2-3-1 業務の実施の方法に関する書類

個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下

法第 47 条（第 1 項～第 3 項）

1 個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報を除く。以下この節において同じ。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1)～(3) [同左]

[2・3 同左]

政令第 19 条（第 1 項・第 2 項）

[同左]

[2-1・2-2 同左]

2-3 認定申請書添付書類

[同左]

2-3-1 業務の実施の方法に関する書類

個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下

「政令」という。) 第14条第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

①認定後速やかに個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあっては、法第54条第1項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第24条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類

[②～④ 略]

[（※1）～（※4） 略]

2-3-2 業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類

政令第14条第2項第4号の「認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

[①・② 略]

2-3-3 経理的基礎を証する書類

政令第14条第2項第5号の「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明

「政令」という。) 第19条第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

①認定後速やかに個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあっては、法第53条第1項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第24条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類

[②～④ 同左]

[（※1）～（※4） 同左]

2-3-2 業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類

政令第19条第2項第4号の「認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

[①・② 同左]

2-3-3 経理的基礎を証する書類

政令第19条第2項第5号の「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明

らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

[①・② 略]

2-3-4 その他参考となる事項を記載した書類

政令第14条第2項第9号の「その他参考となる事項を記載した書類」については、当該法人の活動内容が分かるパンフレットなどの概要資料や、当該法人における個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）などを必要に応じて添付すること。

3 認定の基準（法第48条・第49条関係）

法第48条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。

- (1) [略]
- (2) 第152条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ [略]

らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

[①・② 同左]

2-3-4 その他参考となる事項を記載した書類

政令第19条第2項第9号の「その他参考となる事項を記載した書類」については、当該法人の活動内容が分かるパンフレットなどの概要資料や、当該法人における個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）などを必要に応じて添付すること。

3 認定の基準（法第48条・第49条関係）

法第48条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の認定を受けることができない。

- (1) [同左]
- (2) 第58条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ [同左]

□ 第 152 条第 1 項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前 30 日以内にその役員であった者でその取消しの日から 2 年を経過しない者

法第 49 条

[略]

個人情報保護委員会は、政令第 14 条第 1 項に規定する申請書及び同条第 2 項に掲げる添付書類に記載された事項について審査し、法第 48 条に規定する欠格事由とあわせ、次の 3-1 から 3-3 の全ての基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとなる。

[3-1～3-3 略]

4 変更の認定等（法第 50 条、政令第 14 条第 3 項・第 4 項、規則第 39 条・第 40 条関係）

法第 50 条

1 第 47 条第 1 項の認定（同条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第 1 項及び第 152 条第 1 項第 5 号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでな

□ 第 58 条第 1 項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前 30 日以内にその役員であった者でその取消しの日から 2 年を経過しない者

法第 49 条

[同左]

個人情報保護委員会は、政令第 19 条第 1 項に規定する申請書及び同条第 2 項に掲げる添付書類に記載された事項について審査し、法第 48 条に規定する欠格事由とあわせ、次の 3-1 から 3-3 の全ての基準に適合すると認めるときは、その認定をすることとなる。

[3-1～3-3 同左]

4 変更の認定等（法第 49 条の 2、政令第 19 条第 3 項・第 4 項、規則第 23 条の 2・第 24 条関係）

法第 49 条の 2

1 第 47 条第 1 項の認定（同条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第 1 項及び第 58 条第 1 項第 5 号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでな

い。

2 [略]

政令第 14 条（第 3 項・第 4 項）

- 3 前二項の規定は、法第 50 条第 1 項の変更の認定について準用する。
- 4 認定個人情報保護団体は、第 1 項各号に掲げる事項若しくは第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号若しくは第 8 号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第 50 条第 1 項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき、又は同条第 1 項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第 2 項第 3 号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その旨及びその理由）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第 39 条

法第 50 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第 47 条第 1 項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

規則第 40 条

法第 54 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 5 による届出書によるものとする。

い。

2 [同左]

政令第 19 条（第 3 項・第 4 項）

- 3 前二項の規定は、法第 49 条の 2 第 1 項の変更の認定について準用する。
- 4 認定個人情報保護団体は、第 1 項各号に掲げる事項若しくは第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号若しくは第 8 号に掲げる書類に記載した事項に変更（法第 49 条の 2 第 1 項の変更の認定に伴うものを除く。）があったとき、又は同条第 1 項ただし書の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨（第 2 項第 3 号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第 23 条の 2

法第 49 条の 2 第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第 47 条第 1 項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

規則第 24 条

法第 53 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 5 による届出書によるものとする。

4-1 変更の認定

認定個人情報保護団体は、認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない（軽微な変更に該当する場合を除く）。

認定個人情報保護団体による法第50条第2項において準用する法第47条第3項の変更の認定の申請は、別記様式第3号による申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

なお、変更の認定に際しても、2-3（認定申請書添付書類）に掲げる添付書類を全て提出しなければならない。

4-2 変更の届出

認定個人情報保護団体は、次に掲げる事項若しくは次に掲げる書類に記載した事項に変更（変更の認定に伴うものを除く。）があったとき又は業務の範囲の軽微な変更があったときには、認定を受ける必要はないが、遅滞なく、その旨（下記⑤に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した別記様式第4号による変更届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。なお、変更の認定を受けた者については、改めて当該変更に係る届出を行う必要はない。

「法第47条第1項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないもの」とは、例えば、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式

4-1 変更の認定

認定個人情報保護団体は、認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない（軽微な変更に該当する場合を除く）。

認定個人情報保護団体による法第49条の2第2項において準用する法第47条第3項の変更の認定の申請は、別記様式第3号による申請書を個人情報保護委員会に提出してしなければならない。

なお、変更の認定に際しても、2-3（認定申請書添付書類）に掲げる添付書類を全て提出しなければならない。

4-2 変更の届出

認定個人情報保護団体は、次に掲げる事項若しくは次に掲げる書類に記載した事項に変更（変更の認定に伴うものを除く。）があったとき又は業務の範囲の軽微な変更があったときには、認定を受ける必要はないが、遅滞なく、その旨（下記⑤に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した別記様式第4号による変更届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。なお、変更の認定を受けた者については、改めて当該変更に係る届出を行う必要はない。

「法第47条第1項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないもの」とは、例えば、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式

的な変更や、取り扱う商品やサービスの内容に変更があったとしても、公示されている認定業務の範囲からみて、通常、本人が苦情を申し出る範囲と齟齬がないものが考えられる。

変更届出書には、変更後の書類（下記④～⑧に限る。）を添付しなければならない（※）。

また、個人情報保護指針の変更の届出は、規則第 40 条で定める様式によりしなければならない。

[略]

5 廃止の届出（法第 51 条第 1 項、政令第 15 条関係）

法第 51 条（第 1 項）

1 第 47 条第 1 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第 6 章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第 6 章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

政令第 15 条

的な変更や、取り扱う商品やサービスの内容に変更があったとしても、公示されている認定業務の範囲からみて、通常、本人が苦情を申し出る範囲と齟齬がないものが考えられる。

変更届出書には、変更後の書類（下記④～⑧に限る。）を添付しなければならない（※）。

また、個人情報保護指針の変更の届出は、規則第 24 条で定める様式によりしなければならない。

[同左]

5 廃止の届出（法第 50 条第 1 項、政令第 20 条関係）

法第 50 条（第 1 項）

1 第 47 条第 1 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

政令第 20 条

認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 法第53条第1項の申出の受付を終了しようとする日
- [(3) ~ (4) 略]

[略]

(別記様式第1号) [略]

(別記様式第2号)

認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の3月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

- (1) [同左]
- (2) 法第52条第1項の申出の受付を終了しようとする日
- [(3) ~ (4) 同左]

[同左]

(別記様式第1号) [同左]

(別記様式第2号)

年度 苦情処理に関する実績報告

報告年月日 _____

名称 _____

代表者名 _____

1. 年度苦情処理実績

[(1)・(2) 略]

年度 苦情処理に関する実績報告

報告年月日 _____

名称 _____

代表者名 _____

1. 年度苦情処理実績

[(1)・(2) 同左]

(3) 苦情内容内訳

利用目的の特定（法第17条）関係	[略]
利用目的による制限（法第18条）関係	[略]
不適正な利用の禁止（法第19条）関係	[略]
適正な取得（法第20条）関係	[略]
取得に際しての利用目的の通知等（法第21条）関係	[略]
データ内容の正確性の確保（法第22条）関係	[略]
安全管理措置（法第23条～第25条）関係	[略]
漏えい等の報告等（法第26条）関係	[略]
第三者提供の制限（法第27条）関係	[略]
外国への第三者提供の制限（法第28条）関係	[略]
個人関連情報の第三者提供の制限等（法第31条）関係	[略]
保有個人データに関する事項の公表、開示等（法第32条～第35条）関係	[略]
仮名加工情報の取扱い（法第41条・第42条）関係	[略]
匿名加工情報の取扱い（法第43条～第46条）関係	[略]
その他	[略]
合計	[略]

2. [略]

(3) 苦情内容内訳

利用目的の特定（法第15条）関係	[同左]
利用目的による制限（法第16条）関係	[同左]
不適正な利用の禁止（法第16条の2）関係	[同左]
適正な取得（法第17条）関係	[同左]
取得に際しての利用目的の通知等（法第18条）関係	[同左]
データ内容の正確性の確保（法第19条）関係	[同左]
安全管理措置（法第20条～第22条）関係	[同左]
漏えい等の報告等（法第22条の2）関係	[同左]
第三者提供の制限（法第23条）関係	[同左]
外国への第三者提供の制限（法第24条）関係	[同左]
個人関連情報の第三者提供の制限等（法第26条の2）関係	[同左]
保有個人データに関する事項の公表、開示等（法第27条～第30条）関係	[同左]
仮名加工情報の取扱い（法第35条の2・第35条の3）関係	[同左]
匿名加工情報の取扱い（法第36条～第39条）関係	[同左]
その他	[同左]
合計	[同左]

2. [同左]

(別記様式第3号)

年　月　日

個人情報保護委員会 殿

団体名称

代表者名

認定個人情報保護団体変更認定申請書

個人情報の保護に関する法律第50条第1項の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[1.～8. 略]

[（注1）～（注2）略]

(別紙1) [略]

(別記様式第4号)

年　月　日

(別記様式第3号)

年　月　日

個人情報保護委員会 殿

団体名称

代表者名

認定個人情報保護団体変更認定申請書

個人情報の保護に関する法律第49条の2第1項の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[1.～8. 同左]

[（注1）～（注2）同左]

(別紙1) [同左]

年　月　日

個人情報保護委員会 殿

団体名称

代表者名

変更届出書

個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき申請した事項について、下記のとおり変更したので、個人情報の保護に関する法律施行令第14条第4項に基づき、提出致します。

1. [略]

2. 添付書類

(記載事項に変更のあった令第14条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号の書類名を記載する。)

個人情報保護委員会 殿

団体名称

代表者名

変更届出書

個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき申請した事項について、下記のとおり変更したので、個人情報の保護に関する法律施行令第19条第4項に基づき、提出致します。

1. [同左]

2. 添付書類

(記載事項に変更のあった令第19条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号の書類名を記載する。)

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日から施行する。